

令和８年度第１回鎌倉市安全安心まちづくり推進協議会 会議概要

開催日時	令和８年８月１８日（火） １４時～１５時１５分
開催場所	鎌倉市役所 第三分庁舎 講堂
出席者（名簿順）（敬称略） ◎会長 ○副会長	【委員】◎山田、○田子、新井、野村、宮寄、山北、床島、波多辺、奴田、田村、廣瀬、深田、田中（欠席：秦、高橋、郷原、池田、押田、小日山、鈴木） 【幹事】末次（市民防災部次長兼総合防災課担当課長）、大江（都市政策部交通計画課長）、高木（こどもみらい部次長兼こどもみらい課担当課長）、安富（こどもみらい部青少年課長）、寺山（健康福祉部次長兼福祉事務所高齢者支援課長）、佐藤（都市政策部都市計画課担当課長）、池田（都市整備部みどり公園課長）、澁谷（教育委員会学びみらい部次長兼学校教育課長） 【事務局】塩見（鎌倉警察署生活安全課長）、加藤（大船警察署生活安全課長）、村松（市民防災部市民安全課長）、若槻（市民安全課課長補佐兼安全安心担当）、片桐（市民安全課安全安心担当）、横山（市民安全課安全安心担当、薦田（市民安全課安全安心まちづくり推進アドバイザー）、青木（市民安全課安全安心まちづくり推進アドバイザー）
協議事項	- 開会 - 会長選出 - 報告 - 市内刑法犯の認知状況等について - 鎌倉市安全安心まちづくり推進計画の取組みについて - その他 - 閉会
会議概要	- 開会 会議冒頭、市側より、鎌倉市内における犯罪情勢について説明があった。 神奈川県内では特殊詐欺を含む被害が増加傾向にあり、鎌倉市としても安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた防犯対策の重要性が強調された。 また、自治会町内会、学校、事業者等による自主防犯活動への感謝が述べられ、協議会としても情報共有と意見交換を通じて犯罪のないまちづくりに寄与していく旨が説明された。 - 会長選出 全会一致により、鎌倉防犯協会会長山田氏が会長に選出された。 - 報告 - 市内刑法犯の認知状況等について 鎌倉警察署および大船警察署から、市内の犯罪情勢について報告があった。 ア 鎌倉警察署の報告 - 鎌倉警察署管内の治安情勢について資料を基に説明があった。 - 特殊詐欺に関する注意喚起として、国際電話や海外からの不審電話が増えていることが報告された。 - 警察が案内している対策アプリ等を活用し、登録のない番号からの着信に注意するよう呼びかけがあった。 - 不審者や不審な動きがあれば、速やかに警察へ通報するよう要請があった。 イ 大船警察の報告 - 大船警察署管内の刑法犯認知件数や傾向について説明があった。 - 犯罪類型としては、自転車盗や乗り物に関する被害が多いことが示された。

- ・自転車盗の多くは、施錠していない自転車が被害に遭っているため、確実な施錠を徹底するよう呼びかけがあった。
- ・かかってきた電話が警察を名乗る場合であっても、すぐに信用せず、折り返し確認をするなど慎重な対応を求めた。
- ・また、台交番の改修及び閉鎖期間等の案内も行われた。

ウ 質疑応答

- ・委員から、警察官を名乗る電話が本当にあり得るのかとの質問があり、警察からの連絡であっても、番号確認や折り返し連絡等で真偽を確かめることが重要と説明された。
- ・SNS 等を利用したなりすましの可能性についても意見があり、注意喚起が行われた。

(2) 鎌倉市安全安心まちづくり推進計画の取組みについて

事務局より、鎌倉市安全安心まちづくり推進プランの令和 7 年度の進捗および推進計画の令和 8 年度の方針について報告があった。

ア 自主防犯活動の支援

- ・地域の自主防犯活動を支援するため、防犯用品の貸し出しを実施。貸出物品には、腕章、ベスト、帽子、スイングボーン、青色回転灯等が含まれる。
- ・市ホームページや広報媒体を活用し、引き続き周知を進める方針が示された。

イ 防犯連絡会の開催

- ・市、警察、教育委員会等が連携し、防犯連絡会を開催。
- ・犯罪情勢や防犯対策に関する情報共有を図った。

ウ 地域防犯カメラ設置補助事業

- ・自主防犯活動団体が地域防犯カメラを設置する際、その費用の一部を補助する事業について説明があった。当該補助制度は平成 28 年度から実施されている。
- ・令和 7 年度は複数団体に補助を行い、新設・更新・修繕の支援を実施した。
- ・累計でも一定数の設置・更新・修繕が行われていることが報告された。

エ 令和 8 年度の重点

令和 8 年度は、防犯カメラ設置支援や特殊詐欺対策を中心に、被害防止の取り組みを進める方針が示された。

オ 委員からの主な意見・質疑

委員からは、次のような意見・質問が出された。

- ・計画書の構成が分かりにくい
基本方針と主要施策、その他事業の番号付けが直感的に理解しにくいとの指摘があり、見直す方向で検討することとなった。
- ・消費生活啓発事業の位置付け
消費生活に関する啓発は、防犯意識の向上に関わるものであり、計画上の分類の考え方について確認が求められた。
事務局は、消費生活相談は特殊詐欺や悪質商法対策と関連が深く、防犯意識の向上に位置付けることが妥当であると説明した。
- ・防犯カメラの設置について
鎌倉市が防犯カメラをどのように設置しているかとの質問があり、地域防犯カメラ設置補助事業として、設置場所は自治会町内会が主体的に決定していることが説明された。

	市は場所を指定せず、地域の実情を最も把握している住民側の判断を尊重している。 ・個人宅への防犯カメラ補助 個人宅用の防犯カメラにも補助を広げるべきではないかとの意見があった。 事務局は、現時点では自治会町内会単位の支援が優先であり、まずは地域全体への支援を充実させる考えを示した。 4. その他 ・本年度の会議は今回1回のみの開催予定であることが説明された。 ・次回は来年8月頃の開催を予定している。
--	---